

平成25年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	国際事実調査委員会 (IHFFC) 拠出金 (義務的拠出金)	担当部局庁	総合外交政策局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度開始	担当課室	人権人道課	課長 山中 修			
会計区分	一般会計	政策・施策名	基本目標Ⅶ:国際分担金其他諸費 具体的施策:Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第35条	関係する計画、通知等	ジュネーブ諸条約第1追加議定書第90条7				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国際人道法の履行の確保・促進に貢献し、もって武力紛争による犠牲の軽減に寄与することを目的とするもの。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であり、第1追加議定書は、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設置する規定を置いた(第90条)。我が国は、第三者機関の監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、国際人道法の的確な実施を確保し、有事においても国際法に則って行動するという意思を国際社会に明らかにする意味でも極めて重要であるとの観点から、第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っている。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	5	4	4	4	4
		補正予算	—	—	—	—	—
		繰越し等	—	—	—	—	—
		計	5	4	4	4	4
	執行額	5	3	4	—	—	
執行率(%)	100	65.2	100	—	—		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	(成果目標)第三者機関による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保の監視、及び国際人道法の的確な実施の確保。 (成果実績)加盟国数	成果実績	ヶ国	72	72	72	—
		達成度	%	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	委員会年次会合開催回数	活動実績 (当初見込み)	回	1 (1)	1 (1)	1 (1)	— (1)
		算出根拠	我が国拠出額(4,270千円)÷年次会合回数(1回)				
単位当たりコスト	4,270 (千円/回)						
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	拠出金	4	4				
	計	4	4				

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	国際事実調査委員会はジュネーブ諸条約及び同第1追加議定書の違反行為として申し立てられた事実等を調査する事によって国際人道法の履行を確保・促進することを目的としている。我が国は、第三者機関の監視による国際人道法の的確な実施を確保すること、また我が国が国際法を遵守する姿勢を国際社会に明らかにすることは重要であるとの観点等から第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、右に伴い委員会の運営費についての支払の義務を負っている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	2013年度拠出額に関し、同委員会の2010年度予算から発生した余剰金(我が方分)を控除するよう依頼し、承認された。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	毎年提出される報告書により確認を行っている。また、同委員会は、年次会合とワーキングセッションを続けて開催するなど業務合理化により運営費用削減に努めていることから、(為替変動に伴う自然増を除く実質の)予算額は年々減少傾向にある。第三者機関による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保の監視、及び国際人道法の的確な実施の確保に資している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っているが、予算案に対する精査を行う共に、毎年提出される報告書により用途等の点検を行っている。					
外部有識者の所見						
国際人道法の履行の確保・促進に貢献することは、法の支配を更に発展させる点からも意義が認められるものであり、支出は妥当と判断される。						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	日本の分担額・拠出額に応じて要求を見直す。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状とおり	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	68	平成23年	61	平成24年	87